

厚生労働大臣が定める揭示事項

◆基本診療料の施設基準等（医科）◆

入院基本料 急性期一般入院基本料1

<u>入院基本料等 加算</u>	総合入院体制加算3 救急医療管理加算 超急性期脳卒中加算 診療録管理体制加算3 医師事務作業補助体制加算1 15対1 急性期看護補助体制加算50対1 夜間100対1急性期看護補助体制加算 看護補助体制充実加算 看護職員夜間配置加算 16対1配置加算1 療養環境加算 重症者等療養環境特別加算 栄養サポートチーム加算 医療安全対策加算1 感染対策向上加算1	患者サポート体制充実加算 褥瘡ハイリスク患者ケア加算 ハイリスク妊娠管理加算 ハイリスク分娩管理加算 呼吸ケアチーム加算 後発医薬品使用体制加算2 病棟薬剤業務実施加算1、2 データ提出加算2（200床以上） 入退院支援加算1、3 入院時支援加算1、2 総合機能評価加算 認知症ケア加算1 せん妄ハイリスク患者ケア加算 精神疾患診療体制加算 排尿自立支援加算 地域医療体制確保加算
----------------------	--	---

特定入院料 特定集中治療室管理料5
新生児特定集中治療室管理料2
小児入院医療管理料2

その他 医療DX推進体制整備加算

入院時食事療養費（I）

令和7年1月 病院長